

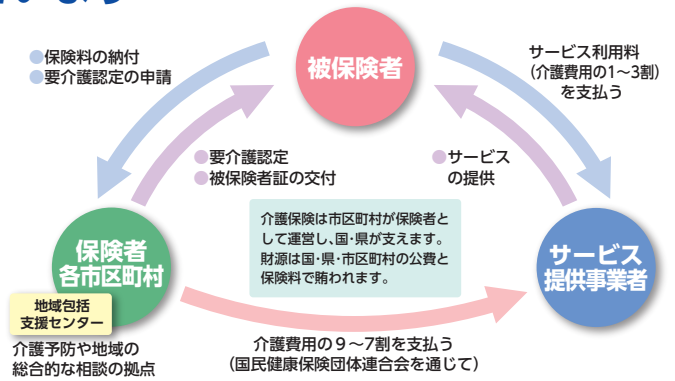
# 介護保険 介護保険制度のしくみ

## 社会全体で介護保険制度は支えられています

介護保険制度は、被保険者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。

40歳以上の人は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1～3割を負担することでサービスを利用することができます。

サービス費用の9～7割については、保険者である市区町村が国民健康保険団体連合会を通じ、サービス提供事業者等へ支払います。



## 介護保険 加入者と保険料

### 40～64歳の人は「第2号被保険者」

老化が原因とされる病気等(特定疾病)により、介護が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。



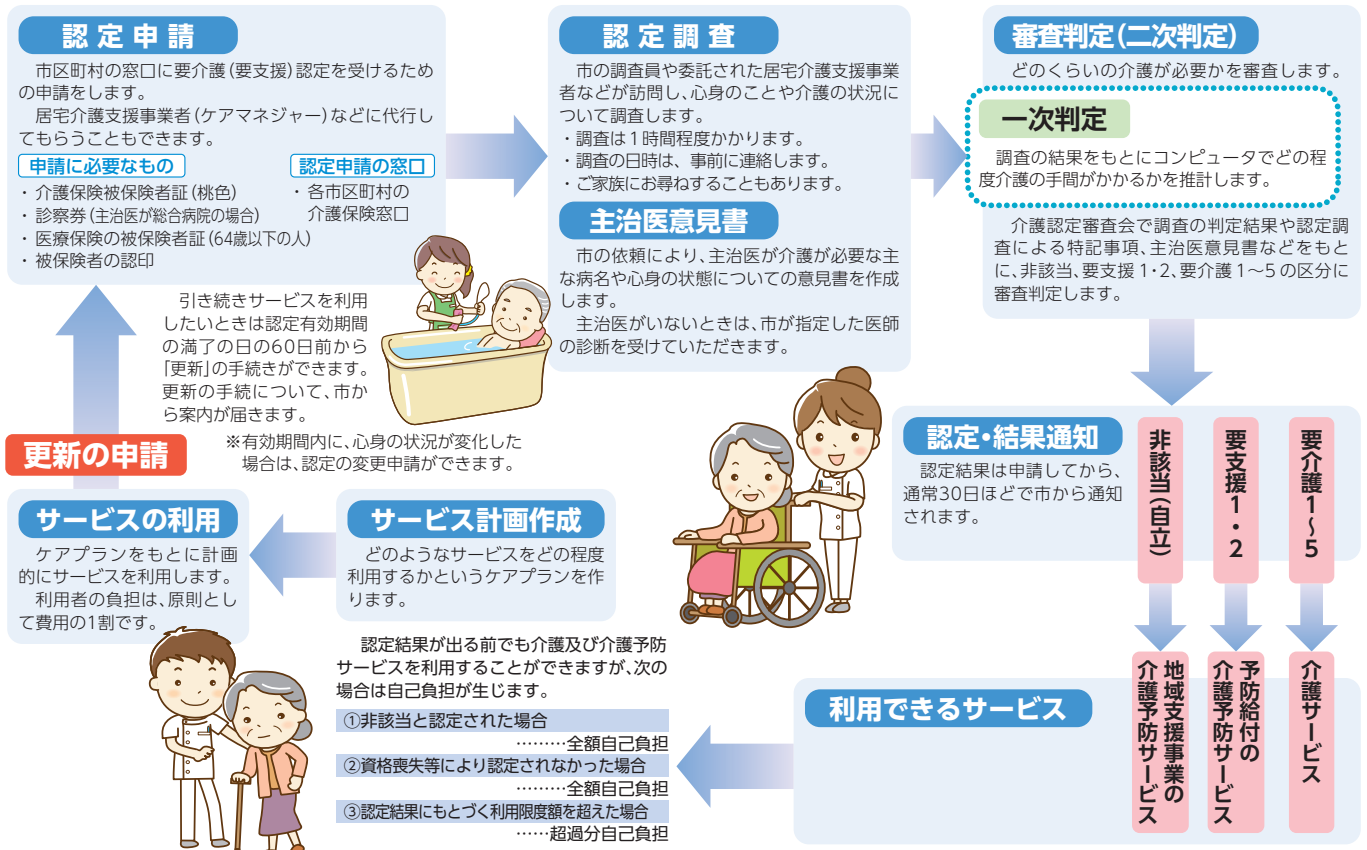
### 65歳以上の人は「第1号被保険者」

介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。  
※介護が必要となった原因は問われません。



## 介護保険 申請から利用まで

### 利用するには要介護(要支援)認定申請から始まります



※詳細・ご不明点は、各市区町村介護保険窓口へお問合せ下さい。※介護保険制度の改正により、内容が変更になる場合がございます。